

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（詳細版（旧・本編））の
修正箇所説明資料（令和7年6月10日時点修正）

No.	Ver.	修正日	マニュアル 項目番号	項目名	ページ	修正内容
1	2.1	6/10	2-2-2.	温室効果ガスの現況推計	83	(2)「1) エネルギー起源 CO ₂ 排出量の推計」における事業者別排出係数に関する説明を修正。 ※情報の更新漏れがありました。
2	2.1	6/10	2-2-2.	温室効果ガスの現況推計	84	「現況推計における電気の排出係数」内を修正。 ※算定手法編における記載内容との不整合がありました。また、都道府県別エネルギー消費統計の炭素単位表における算定方法に関して注釈で追記しました。
3	2.1	6/10	2-2-2.	温室効果ガスの現況推計	85	「エネルギー起源 CO ₂ の算定式」内に一文を追加。 ※算定手法編における記載内容との不整合がありました。

No.	新	旧
1	<p>排出係数の詳細については、下記のコラム及び地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」を参照してください。なお、<u>電気、都市ガス、熱供給の事業者別排出係数は毎年度更新されるため、環境省が公表している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の事業者別排出係数一覧における該当年度の排出係数を用いて推計することが考えられます。</u></p>	<p>排出係数の詳細については、下記のコラム及び地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」を参照してください。なお、<u>電気事業者の排出係数は毎年度更新されるため、環境省が公表している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の電気事業者別排出係数一覧における該当年度の基礎排出係数（非化石電源調整済）又は調整後排出係数を用いて推計することが合理的と考えられます。</u></p>
2	<p>(略) この排出量データは、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ウェブサイトから入手することができますが、令和7年度以降に報告される特定事業所単位の排出量は、基礎排出係数（非化石電源調整済）<u>及び代替値を使用したもの</u>となります。</p> <p>※区域の温室効果ガス排出量の現況推計とは別に、エネルギー消費量の変化（省エネの促進等）の効果を見る目的で電気の排出係数の変動による温室効果ガス排出量への影響を排除して分析・評価するために、</p>	<p>(略) この排出量データは、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ウェブサイトから入手することができますが、令和7年度以降に報告される特定事業所単位の排出量は、基礎排出係数（非化石電源調整済）<u>に基づくもの</u>となります。</p> <p>※区域の温室効果ガス排出量の現況推計とは別に、エネルギー消費量の変化（省エネの促進等）の効果を見る目的で電気の排出係数の変動による温室効果ガス排出量への影響を排除して分析・評価するために、</p>

No.	新	旧
	<p>例えば、電気の排出係数のある年度（例えば基準年度）で固定して推計することも考えられます。ただし、この場合は推計した温室効果ガス排出量が実態からかい離する点や、より排出係数が低い電気を選択する対策の効果が反映されない点に注意が必要です。</p> <p><u>※都道府県別エネルギー消費統計の炭素単位表の算定においては未調整排出係数が使用されているため、電気の使用に伴う排出量は、固有単位表（電力）の値（単位：kWh）に電気事業者別の排出係数を乗じて算定します。</u></p>	<p>例えば、電気の排出係数のある年度（例えば基準年度）で固定して推計することも考えられます。ただし、この場合は推計した温室効果ガス排出量が実態からかい離する点や、より排出係数が低い電気を選択する対策の効果が反映されない点に注意が必要です。</p>
3	<p>※燃料の発熱量当たり炭素排出量は、二酸化炭素の重量 (t-CO₂) ではなく炭素の重量 (t-C) で定義されています。CO₂排出量に換算するため炭素と二酸化炭素の分子量の比 (44/12) を乘じます。<u>なお、燃料、電気及び熱を総称してエネルギーと呼称します。</u></p>	<p>※燃料の発熱量当たり炭素排出量は、二酸化炭素の重量 (t-CO₂) ではなく炭素の重量 (t-C) で定義されています。CO₂排出量に換算するため炭素と二酸化炭素の分子量の比 (44/12) を乘じます。</p>